

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月1日条例第43号</p>	<p>○災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月1日条例第43号</p>
<p>改正</p> <p>昭和50年7月1日条例第39号 昭和51年12月1日条例第60号 昭和53年7月1日条例第33号 昭和56年9月29日条例第42号 昭和57年12月1日条例第46号 昭和62年3月23日条例第4号 平成3年11月14日条例第48号 平成23年10月4日条例第26号 令和元年6月25日条例第5号 <u>令和元年●月●日条例第●号</u></p>	<p>改正</p> <p>昭和50年7月1日条例第39号 昭和51年12月1日条例第60号 昭和53年7月1日条例第33号 昭和56年9月29日条例第42号 昭和57年12月1日条例第46号 昭和62年3月23日条例第4号 平成3年11月14日条例第48号 平成23年10月4日条例第26号 令和元年6月25日条例第5号</p>
<p>災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条） 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条） 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—<u>第20条</u>） 第5章 雑則（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条） 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条） 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—<u>第19条</u>） 第5章 雑則（<u>第20条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に</p>

調整中

改正後	改正前
<p>準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。</p>	<p>(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。</p>
<p>(2) 区民 災害により被害を受けた当時、世田谷区の区域内に住所を有した者をいう。</p>	<p>(2) 区民 災害により被害を受けた当時、世田谷区の区域内に住所を有した者をいう。</p>
<p>第2章 災害弔慰金の支給 (災害弔慰金の支給)</p>	<p>第2章 災害弔慰金の支給 (災害弔慰金の支給)</p>
<p>第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下<u>この章、次章及び第21条</u>において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p>	<p>第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下<u>この章及び次章</u>において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p>
<p>(災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位)</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位)</p>
<p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 災害により死亡した者の死亡当時、その収入によって生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。</p>	<p>(1) 災害により死亡した者の死亡当時、その収入によって生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。</p>
<p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p>	<p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p>
<p>イ 配偶者</p>	<p>イ 配偶者</p>
<p>ロ 子</p>	<p>ロ 子</p>

改正後	改正前
ハ 父母 ニ 孫 ホ 祖父母	ハ 父母 ニ 孫 ホ 祖父母
<p>2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p>	<p>2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p>
<p>3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族（兄弟姉妹にあっては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限り、かつ、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。</p>	<p>3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族（兄弟姉妹にあっては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限り、かつ、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。</p>
<p>4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p>	<p>4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p>
<p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。</p> <p>ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。</p> <p>（死亡の推定）</p>	<p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。</p> <p>ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。</p> <p>（死亡の推定）</p>
<p>第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用について、その者は、当該災害によって死亡したものと</p>	<p>第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用について、その者は、当該災害によって死亡したものと</p>

改正後	改正前
<p>推定する。 （支給の制限）</p> <p>第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2) 当該死亡に関し、その者が、業務に従事していたことにより、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）及び消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）並びに賞じゆつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）に基づき賞じゆつ金又は特別賞じゆつ金が支給される場合</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、区長が支給を不相当と認めた場合</p> <p>（支給の手続）</p> <p>第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。</p> <p>2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 （災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害を有するに至ったときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害障害見舞金の額）</p> <p>第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、そ</p>	<p>推定する。 （支給の制限）</p> <p>第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2) 当該死亡に関し、その者が、業務に従事していたことにより、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）及び消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）並びに賞じゆつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）に基づき賞じゆつ金又は特別賞じゆつ金が支給される場合</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、区長が支給を不相当と認めた場合</p> <p>（支給の手続）</p> <p>第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。</p> <p>2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 （災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害を有するに至ったときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害障害見舞金の額）</p> <p>第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、そ</p>

改正後	改正前
<p>の他の場合にあつては1,250,000円とする。 (準用)</p>	<p>の他の場合にあつては1,250,000円とする。 (準用)</p>
<p>第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>	<p>第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>
<p>第4章 災害援護資金の貸付け (災害援護資金の貸付け)</p>	<p>第4章 災害援護資金の貸付け (災害援護資金の貸付け)</p>
<p>第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p>	<p>第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p>
<p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 (以下「世帯主の負傷」という。)</p>	<p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 (以下「世帯主の負傷」という。)</p>
<p>(2) 住居の全壊</p>	<p>(2) 住居の全壊</p>
<p>(3) 住居の半壊</p>	<p>(3) 住居の半壊</p>
<p>(4) 住居の全体の滅失又は流失</p>	<p>(4) 住居の全体の滅失又は流失</p>
<p>(5) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)</p>	<p>(5) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)</p>
<p>2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。</p>	<p>2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。</p>
<p>(災害援護資金の限度額等)</p>	<p>(災害援護資金の限度額等)</p>
<p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害及び住居の損害(住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。)がない場合</p>	<p>(1) 世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害及び住居の損害(住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。)がない場合</p>
<p>1,500,000円</p>	<p>1,500,000円</p>
<p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000</p>	<p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000</p>

改正後	改正前
<p>円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p>エ 住居が全壊した場合 3,500,000円</p> <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p>円</p> <p>イ 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円</p> <p>エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円</p> <p>(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、据置期間を5年とすることができる。</p> <p>(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合</p> <p>(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合</p> <p>(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合</p> <p>(4) 当該災害により住居が全壊した場合 (保証人及び利率)</p>	<p>円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p>エ 住居が全壊した場合 3,500,000円</p> <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p>円</p> <p>イ 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円</p> <p>エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円</p> <p>(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、据置期間を5年とすることができる。</p> <p>(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合</p> <p>(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合</p> <p>(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合</p> <p>(4) 当該災害により住居が全壊した場合 (保証人及び利率)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>（償還等）</p>	<p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>（償還等）</p>
<p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>（償還免除）</p>	<p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>（償還免除）</p>
<p>第16条 区長は、借受人が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき <u>又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき</u>は、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、この限りでない。</p> <p><u>（1）借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p><u>（2）借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができる</u>と認められるとき。</p> <p>（一時償還）</p>	<p>第16条 区長は、借受人が死亡したとき、<u>又は</u>精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、<u>保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる</u>と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（一時償還）</p>
<p>第17条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受</p>	<p>第17条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受</p>

改正後	改正前
<p>けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。</p>	<p>けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。</p>
<p>(違約金)</p>	<p>(違約金)</p>
<p>第18条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第18条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 第14条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。 (償還金の支払猶予)</p>	<p>2 第14条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。 (償還金の支払猶予)</p>
<p>第19条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。<u>ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</u></p>	<p>第19条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p>
<p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。 (報告等)</p>	<p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p>
<p><u>第20条 区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の提供を求めることができる。</u></p> <p>第5章 雑則 <u>(世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第21条 災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。</u></p> <p><u>3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以上をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 弁護士団体の代表者</u></p> <p><u>(2) 保健又は医療関係団体の代表者</u></p> <p><u>(3) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者</u></p> <p><u>4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p>	<p>第5章 雑則</p> <p>(規則への委任)</p>
<p><u>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。</p> <p>(東日本大震災の特例措置)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関</p>	<p><u>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。</p> <p>(東日本大震災の特例措置)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関</p>

改正後	改正前
<p>する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。</p> <p>2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため第19条第1項の規定により償還金の支払の猶予を受け、同項の支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。</p> <p>3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第18条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>付 則（昭和50年7月1日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和51年12月1日条例第60号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護</p>	<p>する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。</p> <p>2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため第19条第1項の規定により償還金の支払の猶予を受け、同項の支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。</p> <p>3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第18条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>付 則（昭和50年7月1日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和51年12月1日条例第60号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護</p>

改正後	改正前
<p>資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和53年7月1日条例第33号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和56年9月29日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和57年12月1日条例第46号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p> <p>付 則（昭和62年3月23日条例第4号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（平成3年11月14日条例第48号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害によ</p>	<p>資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和53年7月1日条例第33号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和56年9月29日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和57年12月1日条例第46号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p> <p>付 則（昭和62年3月23日条例第4号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（平成3年11月14日条例第48号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害によ</p>

改正後	改正前
<p>り負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和元年6月25日条例第5号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p><u>附 則（令和元年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害をいう。）により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け、死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</u></p>	<p>り負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和元年6月25日条例第5号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p>